

## 平成 29 年度監査委員審議結果

開催日時	平成 29 年 7 月 6 日〔木〕			9 時 4 2 分開会	1 3 時閉会
場 所	4 2 階北 特別会議室他				
出席者	監 査 委 員 鈴 木 晶 雅 藤 井 一 友 渕 宗 治 岩 田 喜美枝 松 本 正一郎				
	事 務 局 事務局長、監査担当部長、他課長 9 名				
審 議 事 項 等			審 議 等 の 結 果		
<p>(1) 知事の豊洲市場への移転延期の判断は合理的根拠がなく裁量を逸脱した違法なものであるなどとして知事等に対し維持管理費の損害賠償を求める住民監査請求（その 2）の処理方針について</p> <p>(2) 交通信号施設等保守点検業務委託契約は談合等が疑われ違法・不当であるとして契約に係った関係者の処分を求める住民監査請求の処理方針について</p> <p>(3) 押しボタン信号機を改良するために要した費用の支出を不当として改良に携わった職員の降格等を求める住民監査請求の処理方針について</p> <p>(4) 中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める住民監査請求（その 2）について</p> <p>(5) 平成 29 年定例監査について（財務局）</p> <p>(6) 平成 29 年定例監査について（環境局）</p> <p>(7) 平成 29 年定例監査について（都市整備局）</p> <p>(8) 平成 29 年定例監査について（港湾局）</p>			<p>(1) 審議の結果、案のとおり決定した。</p> <p>(2) 審議の結果、案のとおり決定した。</p> <p>(3) 審議の結果、案のとおり決定した。</p> <p>(4) 審議の結果、一部確認の意見が付され、継続審議とすることとした。</p> <p>(5) 審議の結果、一部修正の意見が付され、次回以降に修正案を付することとし、その他の部分については、案のとおり決定した。</p> <p>(6) 審議の結果、一部修正の意見が付され、次回以降に修正案を付することとし、その他の部分については、案のとおり決定した。</p> <p>(7) 審議の結果、一部修正の意見が付され、次回以降に修正案を付することとし、その他の部分については、案のとおり決定した。</p> <p>(8) 審議の結果、案のとおり決定した。</p>		

(9) 都民の声とその対応について（報告  
事項）

(9) 事務局から報告した。

備 考